○消防庁告示第十三号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三十六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、平成十六年消防庁告示第十四号（消防法施行令第三十六条の二第一項各号及び第二項各号に掲げる消防用設備等に類するもの）の一部を次のように改正する。

平成三十年六月一日

消防庁長官　稲山　博司

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
第二　［略］	第二　［同上］
一　［略］	一　［同上］
㈠～㈤　略	㈠～㈤　同上
㈥　特定小規模施設用自動火災報知設備（すべての感知器が無線によって火災信号又は火災情報信号を発信するものであって、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成二十年消防庁告示第二十五号。以下「告示」という。）第二第五号ただし書の規定により受信機を設置しないもの（告示第二第二号の規定に基づき、中継器を設置するものを除く。第三第一号㈥において同じ。）	㈥　特定小規模施設用自動火災報知設備（すべての感知器が無線によって火災信号又は火災情報信号を発信するものであって、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成二十年消防庁告示第二十五号）第二第五号ただし書の規定により受信機を設置しないものを除く。第三第一号㈥において同じ。）
㈦・㈧　略	㈦・㈧　同上
二　特殊消防用設備等　消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第三十一条の三の二の規定に基づき設備等設置維持計画に記載する事項から判断して、令第三十六条の二第一項各号に掲げる消防用設備等に類すると認められるもの	二　特殊消防用設備等　次の㈠から㈢に掲げるもの
［削る］	㈠　ドデカフルオロ―二―メチルペンタン―三―オンを消火剤とする消火設備
［削る］	㈡　加圧防煙設備
［削る］	㈢　火災による室内温度上昇速度を感知する感知器を用いた火災報知設備
第三　［略］	第三　［同上］
一　［略］	一　［同上］
㈠～㈥　略	㈠～㈥　同上
二　特殊消防用設備等　規則第三十一条の三の二の規定に基づき設備等設置維持計画に記載する事項から判断して、令第三十六条の二第二項各号に掲げる消防用設備等に類すると認められるもの	二　特殊消防用設備等　次の㈠から㈢に掲げるもの
［削る］	㈠　ドデカフルオロ―二―メチルペンタン―三―オンを消火剤とする消火設備
［削る］	㈡　加圧防煙設備
［削る］	㈢　火災による室内温度上昇速度を感知する感知器を用いた火災報知設備
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。